

法 学 号 外
平成 29 年 1 月 30 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(幼・小・中・高・特・専・各) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

28文科初第1345号
平成29年1月18日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 誠



(印影印刷)

住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発について（依頼）

標記については、これまで「公職選挙法の改正及び住所移転に伴う住民票の移動に係る周知啓発について」（平成28年3月29日付け文科初第1774号 初等中等教育局長通知）等に基づき、周知啓発に取り組んでいただいているところですが、このたび、総務省から当省に対し、住民票異動の必要性及び不在者投票並びに在外選挙制度の周知について、別添のとおり依頼がありました。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は住民基本台帳の情報を基に作成されます。この住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でもあり、進学や就職等により引っ越しをした場合には、住民票異動の届出が必要となります。

また、住民票を移して3ヶ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙の区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3ヶ月以上居住してい

た場合に、当該旧住所地で投票することができるとともに、その投票方法として不在者投票が活用できます。

さらに、留学等によって外国に住所を移して3ヵ月以上居住する場合には、在外選挙制度により、日本の国政選挙で投票することができますので、在外選挙人名簿の登録等の周知を図ることが重要となります。

これらのことは、進学や就職等で引っ越しをする機会の多い18歳、19歳の年齢層には特に関係の深いものです。

このため、政治的教養を育む教育については、引き続き、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利行使ができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うとともに、進学や就職等により住所の移転があった場合には、住民票の異動が必要であること等について、総務省作成の啓発資料も活用しつつ指導に努めていただくよう、改めて御配慮をお願いします。

なお、総務省作成の啓発資料については、総務省のホームページに掲載されるとともに同省から選挙管理委員会に対し配布されており、必要に応じ、選挙管理委員会にお問合せいただくようお願いします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体における場合は、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学におかれでは、その管下の学校に対して、御周知くださるようお願いします。

(参考)

総務省作成の啓発資料（住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発チラシ）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000457388.pdf

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係（堀江、長谷部、橋本）

電話：03-5253-4111（内線2073）

E-mail : kyoiku@mext.go.jp



総行管第3号
平成29年1月6日

文部科学省生涯学習政策局長
有松 育子 様

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠 様

文部科学省高等教育局長
常盤 豊 様

総務省自治行政局選挙部長
大泉 淳一

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等で引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があります。現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3ヶ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3ヶ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図ることも重要となります。

さらに、留学等によって外国に住所を移して3ヶ月以上居住する場合には、在外選挙制度により、日本の国政選挙で投票することができますので、在外選挙人名簿の登録等の周知を図ることも重要です。

つきましては、貴職所管の教育機関におきましては、高等学校等における卒業時や大学等における入学時又は留学時のオリエンテーション等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度並びに在外選挙制度について、周知用資料も活用しつつ、生徒・学生等に対して周知いただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課
担当 中倉
電話 03-5253-5574

引っ越ししたら 住民票を移しましょう！



進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前の
市区町村

《転出前》

転出届を提出し、
転出証明書を受け取る

引っ越し後の
市区町村

《転入した日から 14 日以内》

転出証明書を添えて、
転入届を提出

- 転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください！

引っ越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。
異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、又は住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

Q
A

引っ越しして3ヶ月経たずに選挙があるとき、投票はどうしたらいいの？

国政選挙では、旧住所地に3ヶ月以上住んでいれば、投票日当日に、**旧住所地の投票所**に行って投票するか、投票日前でも**旧住所地の期日前投票所**に行って投票することができます。

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票を活用できます。

* 都道府県(市区町村)の選挙においては、当該都道府県(市区町村)の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

不在者投票の手続き

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

1. 投票用紙等の請求

選挙人名簿に登録されている
市町村の選挙管理委員会

市区町村によっては、オンラインで請求できます。
詳しくは選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へお問い合わせください。

2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り

選挙区選挙の例

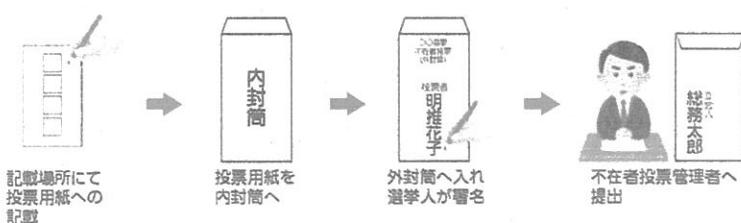


※注意
不在者投票
証明書は
開封しない!
投票用紙に予め
記入しない!

行きやすい市町村の選挙管理委員会
具体的な場所は選挙管理委員会に確認ください。

3. 不在者投票

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、以下の手続きを行います。



不在者投票管理者から、
選挙人名簿に登録されて
いる選挙管理委員会に郵
送するため、その所在地
が分かる資料(郵送され
てきた際の封筒等)を持
参してください。

外国に引っ越した場合、投票はどうしたらいいの？

在外選挙制度により、外国にいても日本の国政選挙で投票することができます。投票するためには、**在外選挙人名簿**に登録する必要がありますので、お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。

* 平成28年の公職選挙法の改正により、平成30年6月2日までの間ににおいて政令で定める日から、国内市区町村においても申請できる制度が導入されることとなっています。

在外選挙制度では、「**在外公館投票**」「**郵便等投票**」「**日本国内における投票**」のいずれかの方法により投票できます。

詳しくは 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>